

長期入居利用料

(ゆめの郷)

令和8年5月1日改訂

※この料金表は参考資料であり、概ね1ヶ月負担で計算しております。

※加算要件により介護サービス費の内容を変更する場合があります。

介護サービス費用(1日単位数)							31日あたりの自己負担分			食費・居住費(月額)			自己負担合計額			
要介護	単位	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	看護体制 加算 (I・II)	個別機能 訓練体制	職員処 遇改善 加算	1割負担	2割負担	3割負担	利用者 負担段階	食事費	居住費	31日合計	31日あたりの 1割自己負担額	31日あたりの 2割自己負担額	31日あたりの 3割自己負担額
	1	670	46	21	12	12	107	26,894	53,787	80,681	第1段階	300	880	36,580	63,474	
										第2段階	390	880	39,370	66,264		
										第3段階①	650	1,370	62,620	89,514		
										第3段階②	1,360	1,370	84,630	111,524		
										第4段階	1,900	2,500	136,400	163,294	190,187	217,081
2	740	46	21	12	12	116	29,368	58,735	88,103	第1段階	300	880	36,580	65,948		
										第2段階	390	880	39,370	68,738		
										第3段階①	650	1,370	62,620	91,988		
										第3段階②	1,360	1,370	84,630	113,998		
										第4段階	1,900	2,500	136,400	165,768	195,135	224,503
3	815	46	21	12	12	127	32,018	64,036	96,054	第1段階	300	880	36,580	68,598		
										第2段階	390	880	39,370	71,388		
										第3段階①	650	1,370	62,620	94,638		
										第3段階②	1,360	1,370	84,630	116,648		
										第4段階	1,900	2,500	136,400	168,418	200,436	232,454
4	886	46	21	12	12	137	34,527	69,054	103,582	第1段階	300	880	36,580	71,107		
										第2段階	390	880	39,370	73,897		
										第3段階①	650	1,370	62,620	97,147		
										第3段階②	1,360	1,370	84,630	119,157		
										第4段階	1,900	2,500	136,400	170,927	205,454	239,982
5	955	46	21	12	12	146	36,966	73,931	110,897	第1段階	300	880	36,580	73,546		
										第2段階	390	880	39,370	76,336		
										第3段階①	650	1,370	62,620	99,586		
										第3段階②	1,360	1,370	84,630	121,596		
										第4段階	1,900	2,500	136,400	173,366	210,331	247,297

高額介護サービス費制度

【別途徴収】 介護保険対象外の生活費用(個人使用)

対象者	負担上限額	項目	内容
生活保護受給者(被保護者)	15,000円(世帯)	家電製品電気料(1kwh 34円)	テレビ、冷蔵庫、電気毛布、加湿器等
世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	15,000円(個人) 24,600円(世帯)	嗜好品	お菓子等の飲食物、ティッシュペーパー等
世帯全員が市町村民税非課税者で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人) 24,600円(世帯)	病院・薬剤	外来受診、調剤、往診等に係る費用
世帯全員が市町村民税非課税者で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円(世帯)	介護、口腔用品等	車椅子、吸引器、ペットマット等の個人対応なもの
市民税課税世帯の方で、以下(1)・(2)に該当しない方	44,400円(世帯)	理美容代	業者が行った場合(カット2200円～)
市民税課税世帯の方で、(1)課税所得が380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯	93,000円(世帯)	金銭管理費	施設が代行で支払い事務を行う場合1200円/月
市民税課税世帯の方で、(2)課税所得が690万円以上の65歳以上の方がいる世帯	140,100円(世帯)		